

2024年10月10日

東京都知事 小 池 百合子 殿

東京都労働組合連合会
執行委員長 中 川 崇

2024年 福利厚生事業に関する要求書

職員にとって、福利厚生は賃金とともに労働条件の根幹をなす重要な課題です。地方公務員法第42条では、「地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実行しなければならない」と規定されています。福利厚生事業を実施することは、都当局が雇用者責任として果たさなければならないものです。

いついかなる時も、使命感をもって都民の命と暮らしを守り、各局事業を懸命に支えている職員が、健康で活力を持って職務を遂行できるよう、福利厚生事業の改善について下記のとおり要求します。

記

1 基本的事項について

- (1) 福利厚生事業については、地方公務員法第42条の趣旨に基づき「人材支援型」事業だけに留めること無く充実に努めること
- (2) 福利厚生事業は、基本的に労使交渉事項であるので、都労連及び各単組と協議し、労使合意の上で実施すること
- (3) 東京都が使用者として実施すべき事業の明確化と必要な予算の確保を行うこと
- (4) 共済組合及び人材支援事業団は、独自に意思決定する機関・機能を有している
ので、それぞれの機関の意思を十分尊重すること

2 東京都人材支援事業団の事業等について

- (1) 福利厚生事業のうち、都と人材支援事業団との役割の明確化や都が自ら実施する事業と人材支援事業団が実施する事業との区分、人材支援事業団の会員掛金・事業主負担のあり方などについては、労使合意に基づき決定すること
- (2) 人材支援事業団が実施する事業の内容については、事業団内部の検討機関・意思決定機関の判断に委ねること

3 元気回復事業について

- (1) 職務により蓄積した疲労の解消・気分の転換により活力を養うという元気回復事業について、全事業所の職場実態と職員の要望をふまえた実効性のある事業のあり方について、労使による検討を行うこと
- (2) 全ての「人材支援型」事業に元気回復職免を使えるようにすること